

## 伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として伊勢原市（以下「本市」という。）が実施する、伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）とは、前条の給付金・定額減税一体措置として本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で伊勢原市に住所を有する者（伊勢原市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課税される者を含む。）とする。ただし、第1号においては令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所

得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方法）

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書（第1号様式。以下「確認書」という。）を本市に提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 電子申請方式 提出者が確認書を電子情報処理組織による申請により提出し、本市が提出者から指定された金融機関の口座（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条に規定する預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）に振り込む方式

(2) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により本市に提出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口方式 提出者が確認書を本市の窓口に出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は本市の窓口において本市に出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方法

3 提出者は、確認書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 本市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）の提出があったときは、当該申請書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による確認書の提出等及び受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。ただし、電子情報処理組織による申請は本人に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話している者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。この場合、本市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 本市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和6年10月31日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により提出された書類を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、当該支給対象者に対し、伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給決定通知（第3号様式）にて通知するとともに、調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書の提

出方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付金を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和6年8月14日告示第109号)

この告示は、令和6年8月15日から施行する。

## 伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。※電子申請による場合は、確認書の返却は不要です。

電子申請(ファストパス)による公金受取口座への支給を行う場合は、下記QRコードからお申し込み下さい。

支給方法 口座振込  
支給日 確認書を受領した日から6週間後  
支給口座 銀行 支店 普通  
支給額 万円

※空欄の場合は、裏面で振込口座を記載してください。

QR

【電子申請（ファストパス）】

※公金受取口座の事前登録が必要です。

## (1) 定額減税補足給付金(調整給付)の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	<input type="text"/> 円	－ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	<input type="text"/> 円	－ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
定額減税 補足給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	<input type="text"/> 円	＋ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
			↓ 定額減税補足給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。			<input type="text"/> 万円

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※令和6年中に伊勢原市外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、**写し(コピー)を取って大切に保管ください。**

※上記の返送期限までに返信がない場合は、伊勢原市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	<input type="text"/>	確認日	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	連絡先電話番号	<input type="text"/>
----	----------------------	-----	----	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	---------	----------------------

**(2) 給付金の振込先口座の変更等**

表面上部の**口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか1つのチェック欄 (□) にレを入れてください。**

**下記の口座への振込を希望します。** (通帳等の写しを添付する必要があります。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	1普通 2当座		
		本・支店 本・支所 出張所			
		店番号			

  

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	( 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい )	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1         0   ※		

**現金での受け取りを希望します。** (市役所窓口)

(注)市役所窓口での受け取りについては、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方に限ります。

**【代理確認・受給を行う場合】** 代理人が確認する場合は、記入してください。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金の		確認・請求 受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		署名
提出書類		(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)			

『伊勢原市定額減税補足給付金 支給確認書』 ※ 必要事項をご記入ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』 ※ 必要な数を添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※ 必要な数を添付してください。

のりしろ

**本人(代理人) 確認書類**

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)  
(顔写真のあるものはいずれか1つ、顔写真のないものはいずれか2つ)  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

のりしろ

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

表面上部に記載の口座以外の口座で、「(2) 給付金の振込先口座の変更等」に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※ 表面上部に記載がある口座への振込を希望される場合は不要



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(シ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に当てはまる場合、本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(調整給付)は支給されません。

**【支給要件】**

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

(注)定額減税可能額

- ・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- ・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

- ・「納税義務者本人 + 控除対象配偶者(※) + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※)」

(※)控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

**【支給額】**

- ・所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額
- ・個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額の合算額を、1万円単位で切り上げた額。

② 定額減税補足給付金(調整給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

**提出書類**

(記入漏れ・チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

- 『伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付)申請書』 ※ 必要事項をご記入ください。
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』 ※ 必要な数を添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※ 必要な数を添付してください。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

のりしろ

**本人(代理人)確認書類**

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)

(顔写真のあるものはいずれか1つ、顔写真のないものはいずれか2つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

のりしろ

**振込先金融機関口座確認書類**

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「2. 振込口座」に記入した口座への振込を希望される場合は、当該口座の確認書類を提出して下さい。

伊勢原市長 高山 松太郎



伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付)支給決定通知

伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付)について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

確認年月日		決定年月日	
	氏名		性別
支給対象者			生年月日

定額減税補足給付金(調整給付)の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
定額減税 補足給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。			<input type="text"/> 万円

決定区分		支給金額	<input type="text"/> 円
決定理由			

支払方法			
***		***	
支払場所		金融機関	
支払日		振込先	口座種別
			口座番号
			口座名義人
			振込日

振込依頼人名は、イセハラシリンジフクシキユウフキンとなります。

支給が決定し、給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただくことがあります。本給付金の支給に当たり事前に指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

お問い合わせ先  
伊勢原市給付金コールセンター 0120-611-199 (平日 9:00~16:30)9/2,10/7を除く